

## 従前相当サービスの利用について

令和5年5月1日

栗東市では原則的サービスとして緩和した基準によるサービスを位置づけており、従前の介護予防に相当するサービス(以下「従前相当サービス」)については例外的なものとなります。その例外的な利用の必要性にあたり、各地域包括支援センターに必要書類を提出していただき判断を行います。

### ○従前相当サービス利用についての介護予防マネジメントの基本方針

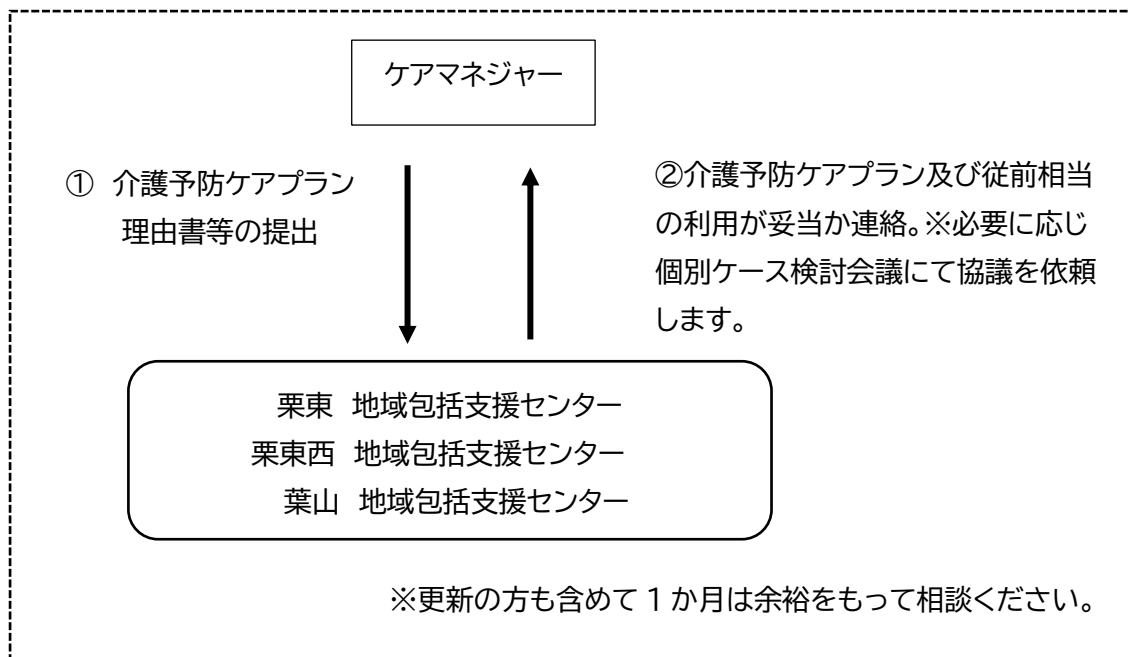
従前相当サービスを利用できるのは専門職による支援が必要と認められる人(身体介護が必要な人など)のみです。栗東市では、下記①～③の状態にあり専門職の関わりが必要な人を想定しています。(①～③の状態にあっても、専門職の関わりが必要でなければ緩和した基準によるサービスを利用いただきます)。また、その他特別な事情により従前相当の利用が必要な人についても協議により利用を判断します。

- ① 認知症の低下や精神・知的障がいにより日常生活に支障がある症状や行動を伴う人
- ② 退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な人(3か月後に見直し、上限6か月まで)
- ③ 医療依存度の高い人【透析、インスリン治療、難病、脳血管疾患(片麻痺・高次脳機能障がいにより生活機能が低下している人)、在宅酸素、精神的不安定等継続的観察の必要な人】
- ④ その他の事情により利用が必要な人

### ○従前相当サービスの利用手続きについて

利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書(以下「介護予防ケアプラン」)の原案と従前相当サービス利用理由書(以下「理由書」)を地域包括支援センターに提出ください。また、主治医意見書にて病状が確認できない場合には診療情報提供書等の病状を確認できる書類を提出ください。地域包括支援センターにて協議を行い、従前相当サービスの利用が妥当なのか判断を行います。また、上記④に当てはまる人やその他個別事情を確認する必要がある人などに対し個別ケース検討会議を開催して従前相当サービスの利用の必要性について協議を行う場合があります。緩和した基準によるサービス利用に変更いただく場合もありますので、更新の方も含め1か月程度余裕をもって相談ください。

## ○従前相当利用の流れ



## ○従前相当利用の有効期間について

要介護認定の有効期間の間について従前相当サービスを使っていただけます。要介護認定の更新等で有効期間の変更後も従前相当サービスの利用が必要な場合は、再度介護予防ケアプランと理由書を地域包括支援センターに提出ください。その際も、期間に余裕を持って相談ください。※退院直後の理由により従前相当を利用する人や特別な事情により従前相当の利用を認めた人については、3か月後に介護予防ケアプランの見直し、利用の上限は6か月までです。

## ○総合事業対象者の利用回数について

総合事業対象者について、訪問型サービスの週2回を超えて利用する場合は、要支援2相当の状態である必要があります。要支援2相当のサービスを利用する場合については、介護予防ケアプランにその旨を記載ください。従前相当サービスの利用の判断と共に地域包括支援センターにて要支援2相当なのか判断を行います。